

改正

平成6年4月1日
平成14年4月1日
平成17年4月1日
平成23年4月1日
平成27年4月1日
平成29年4月1日
平成31年4月1日
令和2年4月1日
令和4年4月1日

学校法人玉川学園教育研究活動等点検調査委員会規程

(目的)

第1条 学校法人玉川学園（以下「本法人」という。）に教育研究活動等点検調査委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

2 本委員会は本法人の教育研究等の活動及びその運営に関し、総合的な点検・調査・分析・評価（以下「点検・評価等」という。）を行い、その結果に基づく改善に努め、もって本法人の教育研究水準の質を保証し、その向上を図ることを目的とする。

3 前項の点検・評価等の項目は別に定める。

(構成)

第2条 本委員会は全学園連絡会の構成員を中心に、次の区分によって毎年度当初理事長が委嘱する。

委員長

副委員長

委員

事務担当

2 本委員会の委員長は理事長とし、副委員長は副理事長とする。

3 委員長は必要あると認めるとき他の教職員を含めることができる。

4 学部等の各組織が自らその諸活動において点検・評価等を行い、その結果に基づく改善に努めるため、本委員会に分科会、部会を設ける。分科会、部会については別に定める。

(審議事項)

第3条 本委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 各部会の点検・評価等の結果及び改善施策に関する事項

(2) 前号に基づく改善の指摘に関する事項

(3) 第1号及び第2号に基づく改善施策の進捗に関する事項

(4) 本委員会の組織、手続きの点検・評価に関する事項

(外部評価)

第4条 前条第4号に加え、本委員会の組織、手続きの適切性の検証について、監事に監査を付託する。監事監査は7年を周期とする。

(活動報告)

第5条 本委員会における点検・評価等に関する審議の結果及び改善施策は、学内に公表するものとする。

(自己点検・評価および学校評価)

第6条 大学の自己点検・評価及びK-12の学校評価については、分科会、部会にてこれを行い、本委員会の審議を経て「自己点検・評価報告書」及び「学校評価結果」としてとりまとめ公表するものとする。

2 大学の「自己点検・評価報告書」の公表は7年を周期とする。

3 大学の自己点検・評価の客観性、妥当性を確保するため、「自己点検・評価報告書」は「K-16教育研究活動等有識者会議」に諮ることとする。得られた意見、助言等は本委員会において共有し、同報告書と併せてホームページで公表するものとする。

- 4 専門職学位課程の「自己評価書」の公表は5年を周期とする。
- 5 K-12の「学校評価結果」の公表は毎年行う。
- 6 K-12の「学校評価結果」の公表にあたっては、学校関係者評価の結果を付すものとする。

(その他)

第7条 本委員会はその運営に関し必要な事項を細則に定める。

第8条 この規程の改廃は、全学園連絡会の議を経なければならない。

第9条 本委員会に係る事務主管は、教育情報・企画部EQA課が行う。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年4月1日)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月1日)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。